

神戸市国保訪問等保健指導 業務委託仕様書

1. 業務目的

本市国民健康保険における特定健康診査の結果、糖尿病・高血圧症・CKD（慢性腎臓病）のリスクを有する人が増加している。また、これらがリスク因子となる腎不全や脳血管疾患、心疾患といった生活習慣病重症化疾患が医療費に占める割合は大きく、医療費適正化の面からも、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組む必要がある。

本業務は、生活習慣病の重症化のおそれがある加入者等に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣改善に向けた保健指導を訪問等により実施することで、神戸市国保被保険者の健康の保持増進及び医療費適正化につなげることを目的とする。なお、新型コロナウイルス感染症流行以降、神戸市国保被保険者の生活習慣病リスクが高まっていることを踏まえ、特に糖尿病・CKD・高血圧に着目し、リスクの高い対象者へ指導を行う。

2. 委託期間

契約締結日（2024年4月1日以降） ～ 2027年3月31日まで

3. 対象者

神戸市国保被保険者のうち、下記に当てはまる市内在住者。なお、具体的なリスク基準については本市と受託者の協議により決定する。

（1）生活習慣病重症化予防対象者

① 糖尿病性腎症ハイリスク者

- 糖尿病治療中断者：糖尿病患者のうちレセプトが4カ月以上なく、治療を中断していると思われる者
- 糖尿病未治療者：特定健診結果等で糖尿病性腎症・糖尿病等の重症化のリスクがあるが、健診受診月を含め3カ月間レセプトがなく未治療である者
- 糖尿病治療中者：治療中であるが、特定健診結果から血糖コントロール不良が疑われ、生活習慣改善等を目的とした保健指導が必要な者

② CKD（慢性腎臓病）ハイリスク者

特定健診結果等でCKD（慢性腎臓病）の重症化のリスクがあるが、健診受診月を含め3カ月間レセプトがなく未治療である者

③ 高血圧ハイリスク者

特定健診結果等で高血圧の重症化のリスクがあるが、健診受診月を含め3カ月間レセプトがなく未治療である者

④ 前年度支援者における要フォローアップ者

前年度に「神戸市国保訪問等保健指導業務」の支援を受け、当年度の特定健診未受診かつ未治療（前年度支援以降にレセプトがない）である者のうち本市が必要と判断した者

(2) 特定保健指導希望者

特定保健指導該当者のうち、訪問による特定保健指導を希望する者

(3) その他

本市と受託者の協議の結果、保健指導等の支援が必要と思われる者

4. 受診勧奨・保健指導実施者

指導実施者は、特定保健指導・訪問指導の経験があり、かつ研修等により糖尿病やCKD（慢性腎臓病）など生活習慣病の病態の理解及び生活習慣改善に向けた指導ができる知識・技術を持ち、必要に応じて対象者に社会資源やその活用について情報提供できる保健師・管理栄養士の資格を有する者とする。

5. 業務内容

【1】生活習慣病重症化予防対象者への支援

(1) 未治療者または治療中断者

(ア) 事業対象者の選定

本市がレセプトより事業対象者を抽出し選定する。

(イ) 事業案内通知の作成・送付

選定した対象者全員へ受診勧奨を中心とした事業案内通知を送付する。

(ウ) 訪問・電話等による支援対象者の選定

① (イ)の案内を送付した後、訪問や電話等による指導を行う。また必要に応じて、指導日時と支援方法を調整する。

② 対象者のうち、本市の依頼または(エ)に基づき、速やかな支援が必要であると判断される者については(イ)の案内発送後、速やかに訪問・電話等による支援を開始する。

(エ) 対象者の優先度の設定

支援の対象となる者のうち、生活習慣病の既往歴や検査データ等のリスク状況を考慮したうえで、速やかな支援の必要性を検討するなど、優先すべき対象者を設定する。

(オ) 受診勧奨・保健指導の実施

① 医療機関への受診勧奨や対象者自身の健康状態の理解度を確認した上で、個々の健康課題解決に向けた生活習慣改善等の保健指導を実施する。

② 受診予定（医療機関名・予定日）について聞き取り、受診予定がない者については、その理由を聴き取るとともに、受診につながるよう、その必要性を伝え、医療機関の情報を提供する。

③ 高血圧ハイリスク者については、いわゆる白衣高血圧の可能性があるケースであっても、自己判断せずに医療機関を受診し医師の判断を仰ぐよう奨める。

併せて、家庭血圧の適切な測定方法についても助言する。

(カ) 支援後の受診確認と継続支援

- ① 電話または訪問で支援した対象者のうち、支援時未受診の者については、4~6週間後に受診確認を行う。
- ② (ウ) ②に記載の速やかな支援を行った者には2週間以内に受診の確認を行う。
- ③ 何らかの理由で4~6週間後の受診確認以降も支援が必要と受託者が判断した者については、本市と協議の上、必要に応じて継続支援を行う。

(2) 糖尿病性腎症ハイリスク者（糖尿病治療中）への支援

(ア) 対象者への連絡と訪問日時の調整

- ① 本市が選定した対象者へ事前に文書にて支援開始の連絡を行う。
- ② 訪問日時について対象者と調整を行う。

(イ) かかりつけ医が事前打合せを希望した場合の対応

- ① かかりつけ医が指導前の打合せを希望した場合、電話・文書等かかりつけ医が希望する手段に則り、保健指導の方向性について打合せを行う。
- ② 打ち合わせた内容については記録し、本市へ報告する。

(ウ) 保健指導の実施

- ① 訪問や電話・文書等により、対象者自身の健康状態の理解度等を確認した上で、個々の健康課題解決に向けた生活習慣の改善や療養方法について保健指導を実施する。また、必要に応じてかかりつけ医や本市と協議しながら保健指導を実施する。なお、指導期間は原則6か月とするが、詳細は本市と受託者の協議により決定する。
- ② 指導回数については、月1回の支援を目安とする。指導期間中、初月と最終月は訪問によることを原則とし、それ以外の支援は電話により実施する。なお、電話による支援では事業目的の達成が困難と判断する場合には、本市と協議の上訪問による支援を行う。

(エ) 報告

- ① 受託者は療養状況と保健指導経過について、開始時と終了時、および必要時に医師連絡票等報告書を作成し、かかりつけ医に提出する。また、提出した報告書の写しを同時に本市へ提出する。
- ② 対象者ごとに保健指導の終了後、HbA1cの変化等、データを踏まえた個別評価および保健指導の取りまとめを作成し、本市へ提出する。

【2】訪問による特定保健指導の実施

神戸市国民健康保険の特定健診受診者のうち、訪問による特定保健指導を希望した者に対して、訪問等で特定保健指導を実施する。なお、特定保健指導は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき実施し、支援内容や実績評価等は平成25年厚生労働省告示第91号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」のとおり行うこと。

【3】前年度支援者へのフォローアップ

対象者に、訪問または電話により、前年度の経過を踏まえた体調の確認と受診勧奨・保健指導を実施する。前年度の事業実施後に健診を受診している者については、最新の健診結果をもとに行う。

《【1】～【3】の支援に関する留意点》

- (1) 具体的な支援の手順については、本市と受託者が協議の上決定する。
- (2) 訪問や架電時に不在であった場合の対象者からの返電に対応可能な環境を整えること。
- (3) メール相談に対応できる体制を整えること。メール相談の内容により、電話・訪問指導が必要であれば、対象者に実施すること。
- (4) 緊急を要する事態が発生した場合に対応できる体制を確保すること。
- (5) 対象者への事業案内通知は、対象者を選定した月の翌月末までに行う。
- (6) 対象者の状況に応じて、前述期間以降に初回の電話・訪問支援を実施した方がよいと思われる場合は、本市と協議の上で対応する。
- (7) 必要時には、対象者の同意を得て医療機関と連携を行うが、その実施にあたっては本市と協議を行うこと。
- (8) 指導方法に迷う場合や調整が必要な際は、その都度本市と協議を行う。受託者が決定した指導方法について、本市より変更を依頼する場合もある。
- (9) 指導時には、必ず次年度等の特定健診受診勧奨を行う。
- (10) 保健指導に使用する教材は事前に本市にデータを送付する。

【4】評価

本事業の効果検証（レセプト確認による受診状況、特定健診結果等の確認）は、本市で実施する。

【5】苦情対応

対象者等からの苦情や要望については、すみやかに受託者が対応し、必要に応じて本市に報告する。

【6】その他

2027年3月末までに保健指導が完結しなかった者については、本市にすみやかに引き継ぐ。

6. 実施報告

(1) 報告期限及び報告様式

支援の実施状況について、当月分の個人記録および保健指導実施報告書を翌月20日

までに報告する。個人記録および保健指導実施報告書には最低限下記の項目を含む。なお、個人記録や保健指導実施報告書の様式及び報告方法については、本市と協議の上決定する。

(ア) 個人記録

支援日時、支援方法、支援実施者、対応者、指導記録、受診有無、受診医療機関及び受診日、(未受診の場合) 未受診理由、保健指導実施有無と内容、次回支援方針など

(イ) 実施報告書

支援区分(請求区分)、支援方法、支援日、受診有無、保健指導有無、次回支援方針等

(2) 打ち合わせ等

事業開始時および年度内に連絡会を開催し、業務の進捗や実施状況、その他必要な内容について報告及び協議を行う。

(3) 事業評価

年度末に事業の最終報告を行う。報告には、事業にあたっての課題や改善点等を記載すること。報告の際に必要な資料は受託者が準備する。

7. 委託料及び支払方法

(1) 実績払い(月毎)

(2) 受託者は、毎月、本市の定める請求書に必要な事項を記載し、翌月末までに必要な書類を添えて、委託料を請求する。

(3) 本市は、受託者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

8. その他

(1) 特定保健指導の実施にあたっては、法第28条及び実施基準「第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成25年厚生労働省告示第92条)」に示されている委託基準を遵守すること。

(2) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」は、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(3) 保健指導に必要なデータや指導帳票類等の受け渡しは、受理票を使用し、電子媒体に格納、または紙面にて、直接受け渡しまたは書留郵便で行う。

(4) 受託者は、本市からの訪問等保健指導業務の受託が終了したときは、本市の指示に従い、被保険者の個人情報を含むデータ、文書等をすべて返却すること。返却が不可能

なものについては、焼却、細断、消去等により完全にデータを抹消し、その内容等を記載した報告書を本市に提出する。

- (5) 指導実施者は、受託者が直接雇用し教育すること。人材派遣や再委託での実施は行わないこと。